

## 阿賀町公用車車両広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿賀町広告掲載要綱(平成20年告示第 号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、阿賀町が所有する公用車(以下「公用車」という。)への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置、規格及び広告料)

第2条 広告掲載の位置、規格及び広告料は、別表のとおりとする。

(広告掲載の方法)

第3条 公用車への広告掲載は、広告の内容を表示したラッピング・フィルム、カッティング・マグネット・シート等(以下「広告物」という。)剥離が可能で、長期の広告掲載に耐えることができるものを前条の規定により公用車を所管する課長が定めた位置に貼付する方法で行う。

2 広告主は、町長の指定する仕様に従い、その負担において広告物を作成し、公用車に貼付し、及び撤去するものとする。

3 広告主は、前項の広告掲載及び撤去を行おうとする場合は、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないよう町長と協議のうえ、日程及び行程を決定し、町長の指示に従って施工するものとする。

4 前項の規定による広告物の掲載又は撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等を棄損し、又は破損したときは、当該広告主が経費を負担して原状回復するものとする。

(掲載できない広告)

第4条 要綱第3条に定めるもののほか、公用車に掲載することが不相当と町長が認める広告とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 道路交通の安全を阻害するもの

(2) 車両運行上の支障となるもの

(3) 景観との調和を損なうもの

(4) 周囲の運転者の誤認を招く次のような広告物

ア 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用するもの

イ 地色が赤色、黄色又はこれらの系統に属する色で、信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの

(5) 周囲の運転者の注意力が散漫となる次のような広告物

ア デザイン構成が、ストーリー性のある四コマ漫画や映像表示となっているもの

イ 文字表記が縦書きであるもの

(広告掲載の期間)

第5条 広告掲載の期間は1月を単位とし、一件の広告掲載の期間は、最長で1年間とする。ただし、年度を越える期間を指定できないものとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、広告主と町長が協議のうえ、公用車の運行

管理状況等を勘案し、定めるものとする。

(広告掲載の申し込み)

第6条 広告掲載を希望する者は、阿賀町公用車車両広告掲載申込書(様式第1号)に広告案を添付して町長に提出しなければならない。その際、町長は広告主に関する資料を求めることができる。

(広告掲載の決定等)

第7条 町長は、前条の規定による広告掲載の申し込みを受理したときは、阿賀町広告審査委員会に意見を求め、当該広告物の掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告掲載の可否を決定する場合において、広告掲載を希望する者が予定の枠数を超える場合は、次の順位により決定するものとする。

(1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類する団体

(2) 町内に主たる営業所、店舗等を有する事業所

(3) 前2号に掲げる以外のもの

3 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、阿賀町公用車車両広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により速やかに広告主に通知しなければならない。

4 広告掲載希望者が同一順位で複数あった場合は、抽選により順位を決定する。

5 町長は、必要があると認めるときは、広告主に修正を求めることができる。

(その他)

第8条 広告掲載中において支障又は疑義が生じたときは、広告主と町長が協議のうえ解決するものとする。

第9条 この要領に定めるもののほか、広告の募集・掲載に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

公用車の種類	掲 載 位 置	掲載広告規格(上限) たて×よこ (cm)	広 告 料 1ヶ月あたり 1枚につき (円)
普通車両	後部座席左右両側面	50×70	町内 1,500 町外 2,500
軽車両	後部座席左右両側面	50×70	町内 1,500 町外 2,500
ワンボックス車両 (9人又は10人乗り)	後部座席左右両側面	50×100	町内 2,500 町外 3,500
マイクロバス	側面又は後部 (複数枚掲載可)	50×100	町内 2,500 町外 3,500

※広告料欄の「町内」とは、町内に住所、又は主たる営業所・店舗等を有するものを、「町外」とは、町内に住所、又は主たる営業所・店舗等を有しないものを指す。